

春日苑障がい者生活支援センター 相談に関する報告 2009年2月 ~ 2009年4月

全体的な所感 (相談内容の傾向)	地域包括支援センターやケアマネージャーから介護保険の認定を受けている方の相談が多かった。生活保護や視覚障がい者の支援について、障がい福祉サービスの利用をしたい、どんなサービスがあるのかと聞かれ、一緒に関わることがあった。介護保険制度と障害者自立支援法で制度が違うことで、本来ケアマネージャーは包括的な支援をするが、単体的な支援になっているように感じた。第2号被保険者の支援について、どちらが主になって、動くべきなのか分からない時があったため、支援計画の幅を広げるためにも役割をはっきりすることが必要である。
連携の取れたケースや工夫したケース等	日常生活用具の購入希望のため、福祉用具事業所と連携を取り支援にあたるケースがあった。障がい者の日常生活用具には、レンタルがない。そのため、実物を見てから購入したいという声が多く、デモ機の手配や納品の日程調整等で関わった。また、配食サービスについて相談があった。今まで使っていた配食サービスを変えたい、どこか紹介して欲しいとのことで、生活支援を行った。
1、特に気になった点	平成21年4月より障害者自立支援法が見直しとなり、一番大きなこととして単価が上がった。障がい福祉サービスを利用している障がい者にとって、生活を送る上で、利用料は大きな負担になる方もいる。障害者自立支援法が見直しになった事は、新聞や市役所の書類から簡単な説明があるものの、詳しい情報が伝わっていない。利用料の請求等が来て初めて気付くことがあったり、情報収集がなかなかできない。また、制度を理解していないため、利用者側の障がい福祉サービスの利用方法に対する理解がなく、事業所とトラブルになることにも繋がる。
2、障がい特性による課題	重複障がい者の行き場について、入所施設を探しても施設は身体・知的等専門性に分かれていることがほとんどである。障がい者同士のトラブルや人間関係の問題、病気等により次の施設を探して欲しいと相談があっても、なかなか重複障がい者を受け入れしてもらえる施設が少ない。また、施設は退所者が少なく、待機者が多いため、すぐに受け入れできることが少ない。
3、地域の課題	地域の自治会に加入している障がい者にとって、身体・精神状態によっては役員になることが難しい場合がある。普段の生活には支障が無いように見えても、障がい者にとって負担に感じることもある。目に見える障がいに対して、障がいの理解は得やすいが精神面に対する地域住民の障がいに対する理解がなかなか得られない。また、身体障がい者にとって地域環境が移動をする上で大きく影響する。通所系サービスで送迎がない場合、自宅から事業所まで公共交通機関や道路の整備等が整っていないと、一人で通う能力があっても環境から利用できないことがある。そのため、送迎のある事業所に集中してしまう。環境整備や障がい福祉サービスの併用ができれば、日中活動の場が広がる。
4、平成20年度のまとめ	平成20年度の全体的相談内容として、新規ケースの場合、地域包括支援センターやケアマネージャー、病院、ヘルパー事業所等福祉関係者から相談を受け、継続支援に至るケースが多かった。特に地域包括支援センターやケアマネージャーからは、障がい者自立支援法と介護保険の併用利用であったり、障がい特性によるサービス・制度の相談があった。当事者や家族からの相談もあったが、市役所で支援センターを紹介され、連絡があるケースがほとんどであった。継続ケースでは、サービスの調整でヘルパー事業所や関係機関と連絡・調整で入ることが多くあった。また、身体障がい者を主として受け入れをしている日中活動の事業所が少ないため、サービス利用になかなか繋ぐことができない。
5、平成21年度の予定	退院前(入院中)から積極的に関わりを持ち、障がい福祉サービスや住宅環境を整え、安心した在宅生活を送られるように支援する。

<p>全体的な所感 (相談内容の傾向)</p>	<p>前回の協議会から引き続き、年度末までは就労に関する相談が多く寄せられた。また、今年度からは、通所施設と短期入所の併用が認められることになり、これらに関するサービス利用の問い合わせが多くあった。以前からもこの件に関しての相談を受けたこともあり、少しずつではあるが利用する側にとって使いやすくなってきているのではないと思われる。</p>
<p>連携の取れたケースや工夫したケース等</p>	<p>養護学校の在校生及び、卒業生の就労・生活面に関する相談が多く寄せられた。特に一般就労している方は、福祉的就労している方と比較すると、卒業後の支援が途切れてしまうだけでなく、大きなトラブルに発展してしまうこともある。この3ヶ月間、養護学校との連携のみならず、市外の関係機関とも連絡を取り合ってきた。今後は学校卒業前からより深く関わられるような支援を検討していきたい。</p>
<p>1、特に気になった点</p>	<p>重度知的障がい者が在宅生活を継続することが困難になった場合、その受け皿として制度的には入所施設が位置付けられているが、実際は県内・県外共に、どこの施設も満床となっており入所を断られてしまうことが多い。こういった場合、待機登録のみで終わり、最終的には、保護者が抱え込むか、出口の見えない精神科病床への入院を余儀なくされている現状がある。</p>
<p>2、障がい特性による課題</p>	<p>知的障がい者の中には、訪問販売や通信販売などで商品の契約してしまうなど、状況を的確に判断することが苦手な方も多い。また、携帯電話で架空請求の詐欺被害に遭遇していた方もおり、特に独居で生活している方やキーパーソンがいない家庭では、より被害が深刻になってしまう可能性が高い。そういった場合は、発見も遅れ、泣き寝入りしてしまっている現実もある。このようなことを未然に防ぐためにも、後見人制度、消費者センター等の活用・連携を含め、関係機関が日頃から密接に関わり合い、被害を最小限に抑え、少しでも早く発見できるよう支えていく必要がある。</p>
<p>3、地域の課題</p>	<p>この3ヶ月間、保護者亡き後の支援体制に関する予防的な相談も多く受けてきた。これらの相談に対して成年後見制度やサービスの利用、年金の取得などについての助言を行ってきた。しかし、春日井市内には横の繋がりが希薄化している地域もあり、緊急時は制度だけでは支えることができず、障がい者が地域から孤立してしまう可能性が非常に高くなってしまっているのではないと思われる。</p>
<p>4、平成20年度のまとめ</p>	<p>平成20年度から、支援センターかすがいは相談員3名体制となり、電話相談だけではなく、家庭訪問・来所相談を中心に出来る限り積極的に対応してきた。このような相談支援を遂行するに当たり、最も相談員として苦慮した部分は次の二点である。一点目は、知的障がい者の中には、自身の想いを的確に伝えることに対して困難な方が多く、また相談員の技量も少なかったことから、どうしても保護者の意向が最優先にされがちになってしまっていたことである。また、二点目は、家族の協力・理解が得られない知的障がい者への支援である。こういったケースの場合、家族の協力が得られない分、どうしても支援に行き詰ってしまうことが多々あったと思われる。このようなことから平成20年度は当事者にいかに寄り添うことが出来るか考えさせられる1年間であり、今年度へと繋げていきたい。</p>
<p>5、平成21年度の予定</p>	<p>サービス利用計画作成の域に踏み込んだ相談支援体制の構築を目指していく。また、相談員の質の向上を目指し、より多くの研修会に参加していくとともに、そこで得た知識を日々の相談支援に活用させていきたいと考えている。尚、個別調整会議も定期的に開催し、相談者にとってよりよい支援を検討していきたい。</p>

<p>全体的な所感 (相談内容の傾向)</p>	<p>家族や他機関からの相談ケースの場合、本人が置き去りになったまま支援が進められがちになることがある。しかし、本人の思いをきちんと確認し、汲みとっていかないと相談支援が定着しない。その部分の意識化を図っていく必要があると感じている。</p>
<p>連携の取れたケースや工夫したケース等</p>	<p>SOSが上手く出せない方のケースで支援者側も対応に困っていたが、相談を受ける中でその人の苦手な部分や支援が必要な部分を明確にしていった。必要に応じて主治医・関係者などにも連絡を取り、ひとつひとつ解決していくことで『その人らしい生活』が送れるようになった。</p>
<p>1、特に気になった点</p>	<p>うつ病、不安障害等の神経症レベルの診断名がついている方の相談が増えてきている。病名にとらわれずにその人の抱えている問題に気づいて情報提供や働きかけをしていかなければならない。</p>
<p>2、障がい特性による課題</p>	<p>一見すると問題がないように見える方であっても、対人緊張が高い・理解に乏しい等、本人たちは様々な問題を抱えている。そういった精神の方の障害特性については、継続的に働きかけていく必要性があると感じている。</p>
<p>3、地域の課題</p>	<p>家族と同居している方であっても「家を出たい・独立したい」と考えている人は多い。現状はグループホームなど活用できる社会資源がなく、「思い」があっても行動に移すことが困難である。長い目でみると、急増している「高齢者と精神障害者世帯」を生み出すことになると考えられるため、すぐに解決できなくとも何らかの取り組みが必要であると感じる。</p>
<p>4、平成20年度のまとめ</p>	<p>当事者はひとりであっても、関わっている機関は複数ある。ケースを一所で抱えないで支援者間で共有することで、当事者だけでなく支援者側も安定した支援体制を作ることができた。他機関からの相談も増えてきているので、支援センターという窓口を上手に活用していただければと思う。</p>
<p>5、平成21年度の予定</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・支援者の方たちへ向けての交流会や研修会を引き続き企画していきたいと考えている。 ・強迫性障害を対象としたグループ活動を立ち上げ、実施していく。

障がい者生活支援センターあつとわん 相談に関する報告 2009年2月～2009年4月

<p>全体的な所感 (相談内容の傾向)</p>	<p>入園や入学などがせまり、具体的な心配が出てきた時期でもある。親からの内容は、子どもが通う場への子どもの状況の伝え方についてが多かった。また、福祉サービスなども新年度を見越して、利用についての相談も目立った。</p>
<p>連携の取れたケースや工夫したケース等</p>	<p>他市からの相談や他市から依頼のあった相談ケースもいくつかある。担当者との連携を密にしていることで、相談者のとらえ方や様子などを多面的に知ることができるため、相談支援の広がりと多様な支援や言葉がけが可能になったと思う。</p>
<p>1、特に気になった点</p>	<p>この時期は、入園・入学・進級についての相談も目立つ時期である。そのため、新しい環境についての情報や福祉的なサービスなどに戸惑う場面もいくつか相談としてあった。福祉サービスや将来的なこと・近い将来のことなど段階的に必要な知識を伝えることも必要であるが、その場面に直面しないとなかなか実感がわかないというのも現実にある。いかに、自分のこととして捉えるようにしていくのかも課題であると感じた。</p>
<p>2、障がい特性による課題</p>	<p>普通学級に通っているが、特別なニーズに応えることが必要なお子さんの場合、園や学校側で具体的な方策をどのように考え、実施していくのかということが、わからないのではないかもしれないと予測される相談が比較的多い。子どもの困り感に寄り添った支援の実現のため、なんらかの方策を見出すことができないだろうか。また、それは啓発活動と並行して考えていく必要があると感じる。</p>
<p>3、地域の課題</p>	<p>同じような悩みをもつ親たちの集まりや、連携、意見交換などピア的な動きが出てくることで、困り感のある子どもたちへの支援が地域社会の中で生まれてくることが望ましいと感じる。</p>
<p>4、平成20年度のまとめ</p>	<p>発達段階で、なんらかの支援が必要なお子さんの相談は、子育て支援の観点が必要であり、母親の不安の所在がどこにあり、何について不安になっているのかということを手帳に紐解いていく必要があることを強く感じている。そして、お子さんが成長発達していく時期に、お子さんが社会に出ていくにしたがって、様々な人とのかかわりが増えていく。特に、園や学校など家庭以外で過ごす時間が長い場所については、支援や見守りが必要なお子さんの具体的な方策を実施してもらえるようになることが必要だと強く感じた。</p>
<p>5、平成21年度の予定</p>	<p>相談支援事業としては、相談があつてからの対応が原則となっているが、障がい児の場合は、親の気持ちや理解によって、その認識の度合いが違う。そのため、家庭以外の場所での支援が必要になる場合、学校などの子どもが過ごす場において、どのような対応をしていけばいいのか、戸惑っている現実があると予想される。そこで、事業所が訪問し、情報や支援のヒントを伝えていくことで、子ども達への対応がスムーズにいくならば、積極的に訪問することを検討したい。</p>